

北欧におけるホロコーストの記憶

池上佳助

Memory of Holocaust in the Nordic Countries

IKEGAMI Keisuke

1. はじめに

戦後 74 年が経過し、戦争体験者の不在という現実が間近に迫ってきています。例えば、原爆の被爆者は 2019 年 3 月時点で 14 万 5844 人と初めて 15 万人を割り、その平均年齢は 82.65 歳となっています¹。このため戦争の記憶を次世代にいかに関承するかが大きな課題となっています。広島平和記念資料館では、修学旅行生などを対象に実施してきた被爆体験者の講話の継続が困難になってきたため、「被爆体験伝承者」の養成事業が開始され、非体験者が語り部となって原爆の記憶を継承する取り組みが行われています。戦争の非体験者は体験者の語りから立ち上がってくる臨場感、切迫感に満ちた悲痛な想いを聞き手に伝えることはほぼ不可能です。だからといって、戦争非体験者の語りが意味ないことだとは言えません。体験者では語り得ない、むしろ戦時から時間的にも隔たった非体験者だからこそ語り得るものがあるのです。今、広島、長崎、沖縄では戦争を体験していない若い世代が戦争を加害と被害の両面から語り継いでいこうとする模索が始まっています。

こうした問題意識は、ヨーロッパにおけるホロコーストの記憶の継承でも共通しています。ホロコーストのユダヤ人生存者は、2015 年時点でイスラエル、米国を中心に約 25 万人と推計されていますが²、その多くは幼少期にヨーロッパ各地でナチスの迫害を経験したいわゆる「チャイルド・サバイバー」と呼ばれる人たちです。近年になってホロコーストを題材とした映画・文学・芸術作品が数多く制作されていますが、意外なことに戦後 20 年間ほどはホロコーストが論議されることはほとんどありませんでした。強制収容所を生き延びたユダヤ人の多くは自らの体験に口を閉ざし、ドイツ国民はその加害責任をナチスに押し付け、自らは「なにも知らなかった」との態度をとり続けました。それが 1960 年代後半になり、アウシュヴィッツを中心とした戦時期のユダヤ人犠牲に関心が向けられ、ユダヤ人生存者の中にも公の場で証言するものが現れるようになりました。ただ、そこに形成されてきたホロコーストの記憶は、加害者＝ナチス・親衛隊、被害者＝ユダヤ人という二項分立型で、ユダヤ人犠牲はアウシュヴィッツと毒ガスに象徴された画一化されたものでした。冷戦終結以降、歴史の見直しが進むなかで、

ホロコーストの多様化という捉え方が主流となってきました。ホロコースト研究の対象が中央ヨーロッパから周辺地域にも拡大し、加害や被害の複層性に目が向けられるようになってきました。今回の報告では、こうした研究動向を踏まえてこれまでホロコーストの空白地域と見なされてきた北欧、とりわけドイツの占領下にあったデンマーク・ノルウェーの事例を紹介しながら、ホロコーストの記憶がどのように変容してきたのか紹介したいと思います。

2. ホロコーストの多様性

1) 記念碑論争

ホロコーストとは一般的に「ナチスによるユダヤ人大虐殺」を意味し、その犠牲者数は約 600 万人とされています。しかし、ナチスの狂信的な暴力による犠牲者にはユダヤ人だけではなく、ユダヤ人と同様劣等人種とされたシンティー・ロマ（これまでジプシーと呼ばれていました）、共産主義者やレジスタンス活動家、ソ連軍捕虜、同性愛者や精神障害者なども含まれていました。1980 年代後半、加害の地ベルリンの中心部にホロコースト犠牲者を追悼する記念碑を設置する構想が出てきた際、追悼の対象をユダヤ人に限定する計画に不満を持った少数派犠牲者グループは異議申し立てを行い、共同の記念碑とするよう訴えました。これに対し、ホロコースト犠牲の圧倒的多数派であるユダヤ人の代表組織は、ユダヤ人犠牲の徹底性、特殊性を主張し、犠牲の相対化はユダヤ人犠牲の矮小化につながると反論しました³。結局、戦後 60 周年の 2005 年に、ベルリンのブランデンブルク門近くに建設された記念碑は「虐殺されたヨーロッパのユダヤ人のための記念碑」とされましたが、ドイツ連邦議会はシンティー・ロマ、同性愛者、精神障害者などの追悼記念碑を個別に建設していくことを決定しました。戦死者を追悼するための記念碑は、戦争の記憶を想起・保存・継承するための重要なツールのひとつですが、ホロコーストの記念碑をめぐるこうした議論はホロコーストの記憶の多様性を示す事例といえるでしょう。

2) ホロコースト研究の対象領域拡大

英国のホロコースト研究者ダン・ストーンは近年の研究動向を纏めた著作の中で、「複数のホロコースト」という表現を使ってホロコーストの多様性を指摘しています⁴。ストーンが第一に指摘するのが、ホロコーストは全ヨーロッパ的現象であったという点です。共産主義体制下にあった中東欧諸国ではユダヤ人問題はタブー視されていましたが、冷戦の終結により公文書の公開が進み、独ソ戦の初期段階におけるユダヤ人大量射殺や対独協力の問題が焦点化され、ポーランド、ウクライナ、ベラルーシ、バルト三国などで実行されたユダヤ人犠牲者数は約 100 万人に達することが明らかになってきました。現在、死体が遺棄されていた各地の埋設場所の発掘調査によって、その事実が実証化されてきています。ここで重要なことは、ナチスのユダヤ人絶滅計画、つまり絶滅収容所での毒ガスによる殺害を意味する「最終的解決」が正式に承認される 1942 年 1 月のヴァンゼー会議以前に既にユダヤ人の大量殺戮が実行されていたという事実です。

冷戦終結以降、ホロコーストの研究対象が東欧や南欧へと地理的に拡大していますが、今回報告する北欧もこうした研究動向のなかに位置付けることができるかと思えます。なぜ 600 万人ものユダヤ人が戦時中に抹殺されたのか、それを解く鍵はホロコーストがドイツ帝国内のみならずドイツが占領した中東欧、西欧、南欧さらには北欧地域を含む全ヨーロッパ的規模で展開された点を認識しておく必要があります。

3) 加害の多重性

第二点目は、これまでの定説ではホロコーストの計画・実行者はナチス、親衛隊とされてきましたが、近年の研究ではナチスの共犯者や傍観者という視点からホロコーストの加害性を捉える解釈がでてきていることです。先に述べました東部戦線におけるユダヤ人大量射殺では、被占領地住民で構成された補助部隊、警察や党派団体が積極的に関与し、現地住民の中にもドイツの犯罪行為に加担した共犯者・幫助者がいたことが判明してきました。また、ドイツ国内の非ユダヤ系国民やフランス、オランダ、さらには後述する北欧などの被占領地内の一般国民による消極的な協力という側面も浮かび上がってきました。ドイツ占領当局によるユダヤ人の財産没収、拘束、強制移送を補助し、潜伏ユダヤ人を密告することによって受益者となったもの、保身からユダヤ人への迫害を見て見ぬふりをし、支援の手を差し伸べることなく傍観者となったものが少なからずいたことが分かってきました。戦後、ホロコーストに関してドイツ国民は「私たちは何も知らなかった」と言い逃れ、その加害責任をナチス幹部や親衛隊員に押し付けて済ませていました。ホロコーストの現場には必ずしもナチズム信奉者ではない「普通の人びと」や被占領地住民の協力があつたことが明らかになってきたのです。

4) 被害者像の変容

第三点目は、被害者側のユダヤ人の捉え方についてです。戦後、ホロコーストを生き延びたユダヤ人の多くは口を閉ざし、家族にさえその体験を語ることはほとんどありませんでした。彼らにとりその体験は余りにも苛酷で、それを思い出すことは精神的、ときには身体的な変調を伴い、また自分だけが生き残ったことへの罪悪感もあつて、自らの生活再建に没頭することで受難の記憶から逃れようとしていました。こうしたユダヤ人側の沈黙もあつて、戦後長らくユダヤ人に対して「盲目的に従う子羊の群れ」といった皮相的な犠牲者像が定着していました。ところが、1980 年代以降ホロコースト生還者の証言が組織的に収集、記録されるようになり、ゲットーや強制収容所のなかにユダヤ人抵抗組織や反乱蜂起の企てがあつたことが知られるようになってきました。それらはナチスの鎮圧・報復措置によって抑え込まれましたが、ユダヤ人が決して従順に死を受け入れたわけではありませんでした。

また、被害の側のユダヤ人の加害性も論議の対象となりました。代表的なのはユダヤ人評議会に対するユダヤ人自身の評価です。ユダヤ人評議会とはナチスの指令遂行のため設置されたゲットー内の自治行政機関で、業務部門には警察、徴税、保健衛生、労働割当、食糧配給などがありました。ゲットーから強制収容所への移送が開始されるようになると、ユダヤ人評議会には移送者名簿の作成や移送ユダヤ人の身柄拘束・連行が指令されるなどナチスの絶滅政策に

組み込まれていくようになりました。こうした状況下で、評議会幹部のなかには移送対象者から親族や知人を除外し、移送を免れようとするユダヤ人から賄賂を受け取るなど特権の濫用や恣意的な選別を行うものもいて、ユダヤ人住民から怨嗟や反感を買っていました⁵。最終的には幹部の多くも移送、殺害される運命を辿ることになるのですが、ユダヤ人の中の対独協力者として論議を呼ぶことになりました。ドイツ系ユダヤ人で、著名な政治哲学者のハンナ・アーレントはユダヤ人評議会を「自分の民族の滅亡に手を貸し・・・ナチス虐殺者の道具」となりなごったと厳しく批判しました⁶。また、イタリア系ユダヤ人でアウシュヴィッツを生き延びたブリーモ・レーヴィは、強制収容所にも存在したある種の特権をもったユダヤ人の立ち位置を「灰色の領域」と表現し、被害者のなかの加害性を指摘しました⁷。

ホロコーストの記憶を語り継いでいく際、加害者＝ナチス、被害者＝ユダヤ人とする一面的な二項分立型ではなく、多層的な加害者や被害者の存在を認識しつつ、被害の側にありながら加害者でもありえた「灰色の領域」を踏まえた記憶のありかたが求められています。

3. 北欧におけるホロコーストの記憶

戦後、北欧はホロコーストの空白地帯と見なされてきました。1940年当時、デンマーク・ノルウェー・スウェーデン・フィンランドのユダヤ人総数は約2万人にすぎず、その数は他の欧州地域と比べると圧倒的に少数でした。このためホロコースト研究の泰斗ラウル・ヒルバーグも「ヨーロッパ北部の絶滅課程は小規模であった」と簡潔に記しているにすぎません⁸。

ここでは、第二次大戦期にドイツに占領されたデンマークとノルウェーのユダヤ人の受難とその記憶の変容について述べていきたいと思います。

1) デンマーク・ノルウェーの占領

1939年9月、ドイツ軍がポーランドに侵攻して第二次世界大戦が勃発しましたが、ドイツ軍が次に向かったのはデンマーク・ノルウェーでした。1940年4月9日早朝の急襲により、デンマークはほとんど抵抗する間なく全土が占領され、デンマーク政府はドイツ軍の駐留と引き換えにドイツによる領土保全と内政不干渉を受け入れ即時降伏しました。このためデンマークでは占領後も国王・議会・政府の存続が容認され、政府はドイツとの協調路線を選択することになりました。

ノルウェーについては、首都オスロへのドイツ侵攻部隊がノルウェー守備隊の反撃で暫く立ち往生したため到着が遅れ、その間に国王・政府閣僚らがオスロを脱出することができました。国王一行は追跡してきたドイツからの最期通告を拒否し、6月には船で英国に逃れて、ロンドン亡命政府を樹立しました。国王はラジオを通じノルウェー本国にいる国民に対してドイツ占領軍への抵抗を呼びかけました。一方、親ナチ派のクヴィスリングが新政権樹立を発表し、亡命政府との二重権力状態となったのですが、ノルウェー国民の大多数はクヴィスリングはナチスの傀儡であるとしてロンドン亡命政府を支持しました。

デンマーク・ノルウェーは1945年5月の解放までドイツの占領下に置かれるのですが、こ

れまで述べた両国の占領形態の違いがそれぞれのユダヤ人の運命にも影響することになりました。

2) ノルウェーの生還ユダヤ人の証言

占領前の1940年当時、ノルウェーには約1500人のユダヤ人がいました。占領当初これらユダヤ人は以前と同様の日常生活を送ることができましたが、ドイツ占領当局は1942年初頭から地区警察署へのユダヤ人登録を命じ、家族構成、職業、保有財産などの情報を入手し始めました。そして、同年の9月から10月にかけて全国でユダヤ人の一斉検挙に乗り出し、772人を逮捕し、一時的に国内収容所に拘留した後、11月以降アウシュヴィッツに強制移送しました。戦後ノルウェーに生還できたのはわずか34人でした。また、最新の研究では、636人がスウェーデンに陸路で逃れたほか、28人が国内で処刑され、約100人が戦後まで国内に潜伏して生き残ったことが判明しています⁹。最終的なノルウェー・ユダヤ人の生存率は約50%でした。

こうしたユダヤ人受難の記憶、とりわけアウシュヴィッツへ強制移送され、殺害されたユダヤ人の記憶を戦後のノルウェー社会はどう語り継いできたのでしょうか。戦後長い間、アウシュヴィッツから生還したユダヤ人は自らの体験を語ろうとしませんでした。一方で、ノルウェー国民の多くは占領期のユダヤ人への迫害を見聞きしており、アウシュヴィッツに強制連行されたという事実も知っていました。しかしながら、ノルウェーの多くの非ユダヤ系国民は被占領下で自由を束縛された自らとホロコーストを経験したユダヤ人を同列に置いて、ともにナチスの抑圧による被害者として見做していました。このため戦後のノルウェー占領期の記憶の中でユダヤ人犠牲だけが焦点化されて論議されることはありませんでした。

ところが、1980年代後半以降の占領史研究の見直しの中で対独協力問題が注目されるようになると、これまで口を閉ざしていたユダヤ人のなかから自らの体験を公の場で語り始めるひとが出てきました。そうした証言によって、ユダヤ人の逮捕・連行を執行したのはノルウェー人警察官であったこと、国内収容所で恥辱や暴力を加えたのはノルウェー人監視員であったこと、強制移送時に港湾の埠頭まで運んだのはノルウェー人の国鉄職員やタクシー運転手であったことなどが明らかにされてきました¹⁰。ノルウェー国内ではユダヤ人への殺戮行為は実行されなかったものの、国外移送に至る前段階でノルウェー人がホロコーストに加担していた事実が浮かび上がってきたのです。

3) デンマーク国民神話の見直し

デンマークには1940年当時、全人口の0.2%にあたる約6500人のユダヤ人が居住していました。デンマークでは占領当初、ドイツの内政不干渉が約されていたこともあり、デンマーク・ユダヤ人に対する差別・迫害行為はほとんど見られませんでした。しかしながら、独ソ戦においてドイツ軍の苦境が伝えられはじめた1943年以降、デンマーク国内でのレジスタンス活動が活発化、反独感情が一気に高まってきたため、同年8月末ドイツは軍政による直接統治へと転換しました。こうした情勢のなか、軍政当局は10月1日にユダヤ人の一斉逮捕命令を発動することを決定しました。ところが、この情報が事前に漏れ、ユダヤ人共同体に緊急警報が伝

達され、レジスタンス・グループ、キリスト教関係者など官民一体となった「ユダヤ人救出」活動が展開されることになりました。この結果、非ユダヤ系の配偶者を含む約 7800 人が隣国の中立国スウェーデンに脱出し、デンマーク・ユダヤ人の約 98%が戦後まで生き延びることができました。この生存率の高さはドイツ占領地域のなかでは例外的なものでした。

こうしたデンマーク国民によるユダヤ人救援は、戦後のユダヤ人共同体から高く称賛され、イスラエルの国立ホロコースト記念館「ヤド・ヴァシェム」はデンマーク国民全体を対象とした「諸国民の中の正義の人」賞を授与し、感謝の意を表明しました。一方、戦後のデンマーク国内ではこのユダヤ人救出のナラティブは被占領期の対独レジスタンス活動と強く結びついて、いわば「国民神話」となって広く語り継がれていきました。しかし戦後 50 周年を機に、デンマークの歴史学界では占領史研究の見直しが進み、対独協力問題とユダヤ人の戦時体験の問題に関心が向けられるようになりました。デンマーク・ユダヤ博物館による学術研究調査によって、ユダヤ人の未公開の手記や日記、証言などが収集されると「神話」とのずれが発覚してきました¹¹。これまでユダヤ人救出作戦は対独レジスタンスに基づく官民一体となった組織的な行動と見なされてきましたが、人道的な観点から自発的かつ個人的に秘密裏の支援を行っていた事例が数多く紹介され、ユダヤ人救出を国民の反ナチ感情に基づくレジスタンスの一環と一括りに理解することには無理があることが判明しました。また、スウェーデンへの密航はデンマーク漁民による「無償の、命を賭した決死行」のおかげと美談で語られてきましたが、実際にはユダヤ人は渡航運賃の支払いが求められ、即座に工面できないユダヤ人は後回しにされていたこと、ドイツ沿岸警備隊による海峡巡視がほとんど実施されていなかったことなどが判明し、「神話」の見直しが求められるようになってきました¹²。

4. おわりに

戦後の北欧における戦争の記憶は、ドイツ占領からの解放を「殉難と抵抗」の愛国神話として語られてきました。それはナチスによる自由の抑圧に耐えながら、官民一体となったレジスタンスにより、多大な犠牲を払いつつも本国の解放と独立回復を成し遂げた成功物語でした。こうした「レジスタンス神話」の陰で、ユダヤ人犠牲の問題は歴史研究の対象にもならず、メディアでもほとんど取り上げられることはありませんでした。ノルウェーやデンマークの地でユダヤ人虐殺が起きたわけではありませんし、それらの国民が直接の加害者であったわけでもありません。しかしながら、ノルウェーやデンマークの国民は傍観や無関心といったかたちも含めてナチスに協力し、結果的にホロコーストに加担していたと自覚し始めています。教育の現場では、第二次大戦期の被占領の記憶について、自らはドイツ占領による抑圧の被害者でありながら、同時にユダヤ人に対しては加害者でもあり得たという新たな「国民の記憶」に昇華させる取り組みが行われています。若い世代への記憶の継承は、過去の記憶の全面消去というかたちではなく、「黒か白か」の二者択一の一面的で単層的な認識から「灰色の領域」も含めた多重的で多層的な認識へと変換させることが重要だと思います。

いま大学の教養教育に求められているのは、戦争の記憶に限ったことではありませんが、「ひ

とつの」、「正しい」解を与えることではなく、ものごとを多面的に捉え、複数の選択肢から自ら「妥当」と判断し得る解を提示する力を身に付けさせることだと考えます。その討論の場は決して他者の意見の全面否定ではなく、「より良い」解に導く学びのプロセスであることを願って止みません。

[付記] 本稿は、文化社会学部 2019 年度第 2 回（通算第 6 回）研究交流会（2019 年 6 月 26 日 14 号館 14-405 教室）で行った報告の記録である。

註

- 1 2019 年 3 月 6 日付け読売新聞
- 2 武井彩佳『＜和解＞のリアルポリティクス』みすず書房 2017 年、226 頁。
- 3 詳細は次の文献を参照。米沢薫『記念碑論争—ナチスの過去をめぐる共同想起の闘い [1988～2006 年]』社会評論社 2009 年。
- 4 ダン・ストーン（武井彩佳訳）『ホロコースト・スタディーズ—最新研究への手引き』白水社 2012 年。
- 5 詳細は次の文献を参照。Isaiah Trunk, *Judenrat: The Jewish Councils in Eastern Europe under Nazi occupation*, (Lincoln: University of Nebraska Press, 1996)
- 6 ハンナ・アーレント（大久保和郎訳）『イェルサレムのアイヒマン—悪の陳腐さについての報告』みすず書房 1994 年、93 頁。
- 7 プリーモ・レーヴィ（竹山博英訳）『溺れるものと救われるもの』朝日新聞出版 2000 年、33 - 74 頁。
- 8 ラウル・ヒルバーク（望田幸男ほか訳）『ヨーロッパユダヤ人の絶滅』（上・下）柏書房 1997 年、上巻 421 頁。
- 9 Bjarte Bruland, *HOLOCAUST I NORGE: Registering, Deportasjon, Tilintetgjørelse* (Oslo: Dreyer Forlag, 2017)
- 10 詳細は次の拙稿を参照。池上佳助「ノルウェーにおけるホロコーストの記憶」『東海大学紀要文学部』第 105 輯 2016 年、61 - 75 頁。
- 11 Sofie Lene Bak, *Ikke noget at tale om – Danske jøders krigsoplevelser 1943-1945*, (København: Dansk jødisk Museum, 2010)
- 12 拙稿「テレージエンシュタット強制収容所のデンマーク・ユダヤ人」『北欧史研究』第 35 号（バルト＝スカンディナヴィア研究会、2018 年）39 - 40 頁。